

## 申請にあたってのお願い

災害時は誰もが被災者となりますので、災害の状況によっては必ずしもすみやかに支援を受けられるとは限りません。

平成30年6月に発生した大阪府北部地震など、過去の災害経験を踏まえて、自分の身は自分で守るという意識を持ち、避難に必要な準備を行うとともに、地域で開催される行事や避難訓練等に積極的に参加するなど、日頃から顔の見える関係づくりを心がけましょう。

## よくある質問

### ◆ 個人情報が悪用されることはないの？

申請のあった個人情報については、市、関係機関および地域の団体において適正に管理し、この事業の目的以外には使用しません。

### ◆ 申請はいつまでにすればいいの？

申請は随時受け付けていますので、いつでも申請してください。

### ◆ 同意しない場合も提出しないとイケないの？

ご本人の状況を適切に把握するため、同意しない場合も、「同意しない理由」を必ずご提ください。

本事業は、市役所などの公的機関による支援が必要かどうかを確認するものではありません。

## 地域のみなさんへ

- ◆ 災害が発生した際には、消防などの公的機関が、市民の安否確認や避難誘導等のさまざまな支援活動を行いますが、それだけでは十分ではありません。
- ◆ 特に災害が発生した直後は、自らの身は自らで守ること、地域や近隣住民による助け合いを行うことが非常に重要です。
- ◆ 地域のみなさんにおかれましては、災害時だけでなく、普段からお互いに助け合う地域づくりにご理解とご協力をお願いいたします。

## お問い合わせ

高槻市 健康福祉部 地域共生推進室

高槻市桃園町2番1号 総合センター14階

TEL : 072-674-7162

FAX : 072-674-7820

【発行】令和8年(2026年) 6月

地域で取り組む安全・安心なまちづくり

# 災害時要援護者 支援事業のご案内

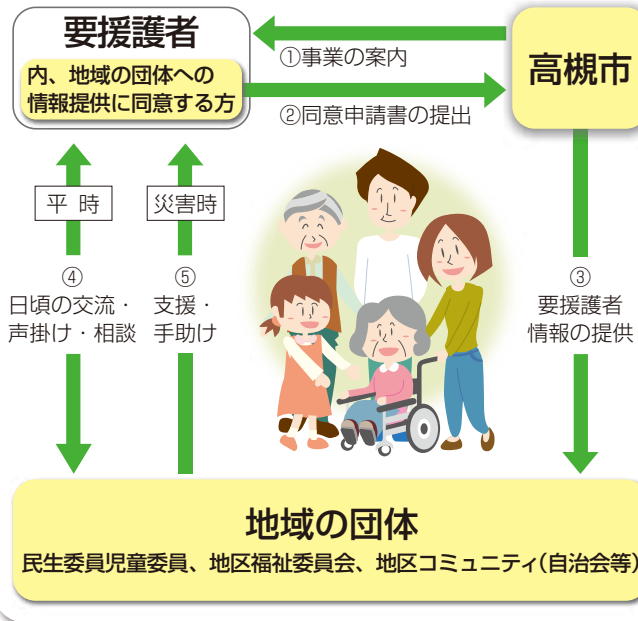


 高槻市  
Takatsuki City

## 1 災害時要援護者支援事業とは？

高齢者や障がい者など、災害が発生した際に自力で避難することが難しく、手助けを必要とする方(要援護者)を、地域住民のみなさんの支え合いによって支援をしていく事業です。

### ● 事業のしくみ ●



※地域の団体に提供する情報は、「氏名」「性別」「年齢」「住所」「電話番号」「支援を必要とする状況」です。  
※本事業では、避難の声掛けや安否確認など、災害時の支援がすみやかにいけるよう、要援護者の情報を地域の関係団体に提供し、日頃の交流等を通じた互助の体制づくりを進めます。

## 2 事業の対象となる方は？

次のいずれかに該当し、自力で避難することが難しく、市内に在宅で生活する方です。

※施設や病院などに長期入所・入院している方は対象になりません。

- ◆ 75歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ◆ 介護保険の要介護度4・5の認定を受けている方
- ◆ 身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方
- ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
- ◆ 精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ◆ 上記以外で、手助けを必要とする方

## 3 申請について

地域の関係団体への情報提供にあたっては、あらかじめご本人に同意確認を行っています。

地域の関係団体に自身の情報を提供することについて、

同意する場合



「同意申請書」を提出してください。

同意しない場合



「同意しない理由」を提出してください。

※代筆・代理人による申請も可能です。

※現時点では「同意しない」とされた場合でも、今後の状況変化に合わせて、随時ご変更いただけます。

## 4 地域での活動紹介

### ■ 要援護者の方と相談



支援内容や避難経路等について、要援護者の方と相談しています。

### ■ 地域での交流・関係づくり



地域住民のみなさんがお互いに顔の見える関係をつくるために、懇談会などを行っています。

### ■ 避難訓練



要援護者の方々への支援を想定した訓練を行っています。